

消 防 救 第 106 号
令 和 6 年 4 月 3 日

各都道府県消防防災主管部（局）長 殿

消防庁救急企画室長
(公 印 省 略)

重症事案対応隊の確保及び救急隊員の労務管理について

平素より、救急業務の推進につきまして御理解と御協力をいただき御礼申し上げます。

救急需要の増大に対応するため、消防庁では平成 17 年度から救急需要対策の議論を開始し、緊急性の高い傷病者を確実に選定し、直ちに適切な医療機関へ搬送するための方策として、「緊急度判定体系」の構築及び普及に取り組んできたところです。

こうした中、新型コロナウイルスの感染拡大時に、消防機関・医療機関等において救急搬送体制と受入体制がひっ迫した経験を踏まえ、「令和 5 年度救急業務のあり方に関する検討会」（以下「検討会」という。）において、救急ひっ迫時に行う「119 番通報時」及び「救急現場」における緊急度判定や、平時を見据えた救急需要対策について検討を行い、「令和 5 年度救急業務のあり方に関する検討会報告書」（以下、「報告書」という。）が取りまとめられました。

検討会では、各消防本部は 119 番通報を受電したら直ちに救急出動し、医療機関へ搬送することを原則とする中、すぐに取り組める対策として、重症事案対応隊の確保及び救急隊員の労務管理に関する取組が紹介されました。

これらの対策は、以下に示すとおり、平時の救急需要増加時にも応用できる取組であるため、特に、救急ひっ迫時における救急搬送体制の確保が課題となっている消防本部にあっては、地域の実情に応じて導入を検討いただくようお願いします。

貴職におかれましては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に、この旨周知されるようお願いいたします。

なお、本通知は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 37 条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

記

1 重症事案対応隊の確保について【報告書 53-56 頁】

コロナ禍において、高緊急の 119 番通報に対して、出動指令及び現場到着に時間を要する事案が発生した。その対策として、重症事案対応の専用救急隊を確保し、「119 番通報時」の緊急度判定に基づき、高緊急（CPA 等）に出動させる取組が一部の消防本部で実施されたが、平時の救急需要増加時にも応用できる取組であるため、参考として紹介する。

当該取組は、救急ひっ迫時に新たに発生した高緊急の 119 番通報に対して、一定時間内に現場到着する体制確保が主な目的であり、高緊急への優先的な対応により、救急出動全体として、自ずと準緊急から非緊急が優先順位付けされることが二次的な効果として期待されるものである。さらに、緊急度判定を高緊急のみ行うことによる省力化、組織的運用による責任分散、通信指令員の心理的負担の軽減等の効果も期待でき、重症事案対応隊の待機時間を出動時間の平準化等に充てて労務管理上の配慮として運用することも考えられる。

一方、重症事案対応隊を効果的に活用するための運用方法については、さらに知見を蓄積する必要があるため、消防庁としても引き続き情報収集に努める。

2 救急隊員の労務管理について【報告書 57 頁】

救急隊員の適正な労務管理については、「救急隊員の適正な労務管理の推進について」（平成 30 年 3 月 30 日付け消防救第 56 号消防庁救急企画室長通知）、「救急隊員の職務環境の整備に向けた取組の推進について」（令和 6 年 3 月 21 日付け消防救第 89 号消防庁救急企画室長通知）等に基づき、各消防本部において、対応いただいているところである。報告書において、救急隊が一定基準を超えて連続出動した場合、一定時間を出動不能として休憩時間を確保する取組等について紹介しているため、参考とされたい。

(別添)「令和 5 年度救急業務のあり方に関する検討会」報告書（抜粋）

全文：https://www.fdma.go.jp/singi_kento/kento/items/post-134/03/houkoku.pdf

【問合せ先】

消防庁救急企画室

飯田専門官、白坂係長、木村事務官

TEL：03-5253-7529

E-mail：kyukyusuishin@soumu.go.jp